

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月27日
【会社名】	ピクセルカンパニーズ株式会社
【英訳名】	PIXELCOMPANYZ INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢尾板 裕介
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番40号
【電話番号】	03 (6731) 3410
【事務連絡者氏名】	管理本部長 柳世 和大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番40号
【電話番号】	03 (6731) 3410
【事務連絡者氏名】	管理本部長 柳世 和大
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日

2025年8月14日（取締役会決議日）

2. 当該事象の内容

貸倒引当金繰入額による営業外費用の計上

当社は、受取利息に係る未収入金について回収可能性を検討した結果、一部の回収が困難であると判断し、貸倒引当金繰入額2百万円を計上しました。

雑損失による営業外費用の計上

当社は、金融庁による課徴金に係る延滞金1百万円を雑損失として計上しました。

新株予約権戻入益による特別利益の計上

当社は、第15回新株予約権（2024年5月13日発行）が2025年5月12日をもって権利行使期間が満了し、当該新株予約権は消滅したことから、2025年12月期第2四半期において、未行使分に係る新株予約権戻入益80百万円を特別利益として計上することといたしました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の2025年12月期第2四半期における影響額は以下のとおりです。

個別

（営業外費用）

貸倒引当金繰入額 2百万円

雑損失 1百万円

（特別利益）

新株予約権戻入益 80百万円

連結

（営業外費用）

貸倒引当金繰入額 2百万円

雑損失 1百万円

（特別利益）

新株予約権戻入益 80百万円